

様式第 1 号ー 2 (第 6 条関係)

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名 東光子ども食堂実行委員会
2 事業の名称	東光地区子ども朝活事業
3 事業の目的 ※地域課題など	<p>東光地域は、市内でも人口、世帯数が多く、小学校、中学校に就学する子どもの数が多い地域であり、日頃から、地域住民の手で通学合宿の取組や子ども食堂が継続的に開催されるなど、地域全体で子どもたちを育む機運が高まっている地域であります。</p> <p>今回の事業では、子どもたちの夏休み・冬休みなどの長期休業中において乱れがちな生活習慣について、午前中から工作の指導や学習支援等の活動を提供することによって、望ましい生活習慣を維持してもらうことを目的としています。</p> <p>また、子どもたちと地域の大人たちが一緒に食事を作り、一緒に食べることをプログラムに加えることで、給食のない長期休業中に子どもたちへの食事提供及び見守りを行い、地域全体で子どもたちを育成するという意識の醸成を図っていきます。</p>
4 事業内容	<p>日常的な子どもたちの居場所となっている東光児童センターを主な会場として、プログラムの前半は長期休業中の自由研究や宿題、家庭学習の支援を学生ボランティアや地域の指導者に協力を得て行い、後半は、実行委員会の指導のもと調理実習を行い、昼食を作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：令和元年 8月17日(土) 12月21日(土) ・対象：東光地区の小学生、中学生 ・実施場所：東光児童センター ほか
5 事業期間	令和元年7月1日から令和2年1月31日まで

収 支 予 算 書

事業の名称	東光地区子ども朝活事業
団体名	東光子ども食堂実行委員会

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	50,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	50,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
交通費	8,000	8,000	ボランティアスタッフ謝礼 1,000円×8名分
保険料	2,240	2,240	イベント保険料 28円×40人×2日
消耗品費	32,360	32,360	調理実習材料費 300円×40人×2日=24,000円 工作材料費 3,000円×2日=6,000円 コピー用紙2,360円
使用料	7,400	7,400	東部住民センター中会議室使用料 午前・午後2,700円×2日=5,400円 冷房料, 暖房料1,000円×2日=2,000円
合 計	50,000	50,000	

東光子ども食堂実行委員会 名簿

(敬称略)

役員	氏名	よみがな	所属団体等
会長	松原 澄子	まつばら すみこ	東光わいわい食堂
副会長	風間 ヤス子	かざま やすこ	東光わいわい食堂
会計	中村 幸江	なかむら ゆきえ	東光まちづくり推進協議会委員
監査	佐藤 千賀子	さとう ちかこ	東光わいわい食堂
	鈴木 幸恵	すずき さちえ	東光わいわい食堂

(案)

「東光子ども食堂実行委員会」規約

(名 称)

第1条 本会は、「東光子ども食堂実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、東光まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所管区域において、協議会の意見が反映された「まちづくり推進プログラム」（以下「プログラム」という。）に沿って実施する事業に取り組むことで、地域の歴史や文化の普及、健康の維持増進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組 織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会委員のうち、協議会会長から指名を受けた者
- (2) 第2条の目的を達成するための各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員の数及び選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(案)

(会 議)

第8条 会議の招集は委員長が行う。

2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(細 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この規約は、令和元年5月7日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。